

強戸中学校 学校部活動の方針

平成30年7月作成
令和 6年2月改訂

強戸中学校では、適正な学校部活動（以下部活動とする）の適正な運営に向けて、国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、県教育委員会（以下「県教委」とする）の「適正な学校部活動の運営に関する方針」、太田市教育委員会（以下「市教委」とする）の「太田市学校部活動方針」に則り、「強戸中学校学校部活動の方針」を以下のように策定する。

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 方針の策定・確認
 - ・ 校長は、「強戸中学校学校部活動の方針」（以下、「方針」）を策定する。
 - ・ 校長は、年度当初の職員会議で、「方針」を示し、教職員と共に確認する。
- (2) 方針の見直し・改訂
 - ・ 校長は、年度末に次年度に向け、「方針」を見直し、必要に応じて改定する。
- (3) 方針の周知
 - ・ 校長は、ホームページ及び「学校の手引き」に「方針」を掲載するとともに、PTA総会で保護者に説明する。
- (4) 活動計画、及び実績簿の作成・周知
 - ・ 顧問は、「方針」に則り、毎月の活動計画を作成する。
 - ・ 顧問は、毎月の活動計画及び実績簿を校長に提出する。
 - ・ 顧問は、「方針」に沿った各部の活動方針を新入生の入部確定後に、また、新人戦やコンクール前に保護者会で説明する。
 - ・ 顧問は、毎月の活動計画（練習試合計画を含む）を事前に示し、保護者の理解と協力を得る。
- (5) 適正な数の部活動の設置・検討
 - ・ 校長は、生徒数や安全面を考慮し、毎年、適正な数の部活動を設置するとともに適正な数の部活動を検討する。
- (6) 部活動終了時刻の設定
 - ・ 校長は、安全面に配慮し、日没を考慮した部活動終了時刻を設定する。
- (7) 活動計画の確認、点検、指導、是正
 - ・ 校長は、顧問より提出される毎月の活動計画及び活動実績を確認、点検、指導、是正を行う。
- (8) 部活動検討委員会の設置
 - ・ 校長は、部活動検討委員会を設置し、「方針」・「部活動運営」評価し、改善・検討する機会を設ける。部活動検討委員会の委員は、教職員、学校評議員とする。
- (9) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
 - ・ 生徒のニーズに合わせて、強戸中の部活動だけで活動したり、近隣の中学校と合同部活動を組んだりして、部活動の活性化に繋げる。
- (10) 部活動の地域連携
 - ・ 地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間業者との活用も視野に入れる。

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導

- ・ 学校は、「中学校学習指導要領 第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項」にある「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。」を踏まえた適切な指導を行う。
- ・ 顧問は、運動技能の向上、芸術文化等の能力向上、生涯を通じてスポーツや芸術文化に親しむ基礎を培えるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ・ 顧問は、生徒の心身の健康管理をする。
- ・ 顧問は、事故防止のため、活動場所の施設・設備の点検をする。
- ・ 顧問は、体罰・暴言、ハラスメントを絶対に行わない。
- ・ 顧問は、トレーニング効果を得るために適切な休養日を設定する。
- ・ 顧問は、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪わない。
- ・ 顧問は、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を踏まえた指導を行う。

(2) 練習日および練習時間について

スポーツ障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスの取れた生活と成長を確保する上で、部活動は、下記の範囲の中で活動する。

- ① 週当たり2日以上休養日を設定する。(平日は少なくとも1日、土・日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする)

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、前後2週間を目安に代替休養日を確保する。

長期休業中(夏季休業、冬季休業)の土・日曜日は、原則、休養日とする。ただし、大会等により土・日曜日に活動しなければならないときは、代替休養日を確保する。また、長期休業中は、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

- ② 月曜日(長期休業中は除く)は完全休養日とする。【朝練習及び放課後練習を行わない。】

- ③ 部活動活動時間及び完全下校時刻は次の通りとする。

- 平日の活動時間は、2時間以内とする。ただし、準備や後片付けの時間を除くものとする。
- 生徒は活動終了後、完全下校時刻を守る。完全下校時刻とは、各部活動が活動後に、片付け・手洗い・まとめ等を終了して校門を出る時刻とする。

- 火曜日から金曜日までの活動時刻及び完全下校時刻

活動開始時刻	●普通授業時	【16:00】	●短縮授業時	【15:30】
完全下校時刻	4月～9月	【18:00】	4月～10月	【17:30】
	10月	【17:30】		
	11月～1月	【17:00】	11月～1月	【17:00】
	2月	【17:30】	2月～3月	【17:30】
	3月	【18:00】		

- 学校の休業日(土・日を含む)の活動時間は、3時間以内とする。ただし、準備や後片付けの時間を除くものとする。※顧問が活動場所に行かないと行うことができない。

- 屋外の部活動については、日没終了を目安とする。

- 大会が近く（2週間前）、顧問が直接指導をしている場合に限り時間延長を認める。
 - ・ 延長に際しては、保護者への周知後、校長の許可を得る。
 - ・ 活動延長は、最長で18：30（完全下校時刻）まで認める。
- ※ここでの大会は、中体連、吹奏楽（東部・県）連盟の主権に限定する。
- 生徒の下校時の安全については十分に配慮する。
- ④ 顧問は部活動の開始、終了時には原則、活動場所に行き、活動の指示並びに生徒の健康状況などを把握する。（健康・安全面／生徒指導面）
- ⑤ 中間・期末テスト前の部活動は、原則として4日前（日曜・祝日を含む）より休みとする。ただし大会が重なる、及び大会の近い部については、校長の許可並びに保護者の承認のもと活動する。
- ⑥ 朝練習は、希望者のみとし、顧問が直接指導する場合は認める。実施する場合は、保護者への周知を行った上で事前に生徒より希望を募り、校長に報告する。活動時間については7：45から8：15を厳守する。朝練習を行う趣旨や効果等について、顧問と生徒、保護者等が十分に話し合い、生徒の自発的発想から実施するようにする。

(3) 部室の使用について

- ① 鍵は、部長（キャプテン）または副部長（副キャプテン）が責任をもって取り扱う。
- ② 他の部室には絶対入らない。（体育の授業は除く）
- ③ 部室内にお金や貴重品を置かない。
- ④ 部室内での飲食は禁止する。
- ⑤ 部室の戸締まりは責任をもって部長（キャプテン）または副部長（副キャプテン）が行う。
- ⑥ 各部ごとに定期的に部室の掃除を行う。顧問も定期的に点検する。

(4) 部活動中の飲食について

顧問の指導のもとでの飲食は許可する。（保護者の差し入れについても同様とする。）

(5) 練習試合および公式試合における安全指導について

- ① 自転車で移動するときは、登下校時も含め、必ずヘルメットを着用すること。また雨天時の傘さし運転も禁止する。
- ② 顧問は、集合・解散時に健康観察や人数確認を行う。自転車移動時での現地集合・解散はしない。

(6) 練習および試合後の行動について

- ① 練習および試合の解散後は寄り道をせず速やかに帰宅する。
- ② 一旦帰宅した後、部活動に参加する場合も登校時と同じ条件とする。

(7) 部の存続について

- ① 個人戦に出場可能な部であっても、団体戦が組めなくなった場合は、4月の入部状況をみて検討する。
- ② 団体種目において人数が満たない場合は、4月の入部状況をみてから検討する。
- ③ 入部者がいない場合は次年度の入部まで待ち、活動できる人数が揃わない場合は、休部または廃部を職員会議で検討する。ただし、合同チームでの出場が認められている部（野球・女子ソフトボール・バスケットボール）については存続も含め検討する。
- ④ 部活動の新設・活動内容、名称の変更がある場合は職員会議で検討し、決定する。
- ⑤ 特設部は、原則認めない。
- ⑥ 休部（1年生の入部を認めない）となった場合でも新2年生、新3年生部員については部員が引退（3年生の夏まで）するまで活動は保障する。ただし本人の申し出により、転部等を希望する場合は認める。

- ⑦ 駅伝大会については、授業中の記録等を参考に選考し、練習の中で選抜する。体育担当が行い、大会当日の補助役員や配車については、随時決める。
 - ⑧ 合同部活動での練習や練習試合は校長の許可を得て行う。なお、中体連3大会（春季大会、総合体育大会、新人大会）への参加は規定に則り行うが、中体連会長の承認が必要となる。
 - ⑨ 長期休業中の平日に部活動を校外の施設等で行う場合は校長の許可を得る。
- (8) 部活動入部・退部・移動について
- ① 部活動オリエンテーションから部活動集会前日までを仮入部期間とする。
 - ② 仮入部期間の1年生の終了時刻は17:00とする。
 - ③ 4月の部活動集会当日を「入部届け」の提出最終日（担任へ）とする。
 - ④ 転・退部する場合は理由を明確にし、顧問、担任、部活動担当、保護者、本人と話し合いで決定した結果、学校長の承諾を得る。転部の場合は、再度入部届けを提出してもらう。
1年生については、4月に入部後、1学期の間は転部を許可する。
- (9) その他
- ① 体育館、校庭、武道館、テニスコートの整備については、使用する各部の責任とする。各部とも、練習および練習試合終了後、清掃と整備を実施する。
 - ② お別れ会を実施する場合は、部の顧問の判断のもとで行ってもよい。ただし、顧問または保護者が同席する。
 - ③ 卒業生（部の先輩）に対する記念品については、事前に顧問と相談し、卒業式前に渡せるようにする。
 - ④ 旅行などのお土産については、強制させない。個人的なお土産は学校では避ける。部活動にお土産をもってきた場合には、顧問に預け、顧問から部員に分ける。
 - ⑤ 生徒指導上問題のある生徒の出場制限については、各専門部の大会要項に記載されているので、事前に生徒に伝えておく。
 - ⑥ 高校進学決定後所属していた部活動を続けたい意志の強い生徒に限り参加を認めてもよい。その時は顧問・3年主任と相談し、在校生の活動に支障がなければ平日、休日参加できる。また、届け出を提出すること。

3 安全管理と事故防止

(1) 事故防止の留意点

- ① 県教委「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用した計画的な活動（発達段階、体力、習得状況の把握した無理のない練習）になるように努める。
- ② 生徒の体調等の確認を十分に行う。
- ③ 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認を確実に行う。
- ④ 事故が起こった場合の対処の仕方や医療関係者等への連絡は、学校の「緊急時対応マニュアル」に基づいて対応する。
- ⑤ 複数の部活動が同じグラウンドで部活動を行う際は、安全な活動場所の確保やグラウンド使用のルールを明確化するなどして安全には十分配慮する。
- ⑥ 事故発生時及び未然防止のために、AED操作の研修や「緊急時対応マニュアル」に基づいた研修を定期的に行う。
- ⑦ 生徒自身の安全意識の向上を図るため、保健体育等の授業で習得した学習内容の活用や発展の場面を意図的に設定する。
- ⑧ 部活動開始時、やむを得ず顧問が練習に行けないときは、他の部活動顧問に事前に知らせ、連携を図る。また、部長等に活動内容の指示を行うなどの周知を図る。

(2) 熱中症事故の防止

- ① 屋外の活動を行う際は、暑さ指数（WBGT）や高温注意情報（気象庁発表）等の情報を

参考に適切に対応する。特にWBGT暑さ指数が31℃以上の時は、放送等で周知を図り、原則運動を中止する。

② 高温や多湿時の練習延期や見直しなど、熱中症予防のため柔軟に対応する。

(3) 事故への対応

① 雷雨時や雷鳴、稲光等の予測ができるときは、放送等にて生徒に周知し、活動を即座に中止して校舎内に待機させる。

② 事故発生時の被害を最小限にとどめるため適切な応急手当を行うとともに、医療機関への搬送を速やかに要請したり、二次災害を防止したりすることができるようにする。

③ 緊急体制が有効に機能するために全職員の役割分担や手順の明確化やAED設置場所の周知徹底など、体制を適宜見直すようにする。

(4) 感染症対策

① 集団スポーツの場として感染症予防に伴う対策を十分にとる。検温や消毒、換気などを状況に応じて徹底する。また、練習や大会時は「感染症予防ガイドライン」に基づく対応をとる。

4 参加する大会等の精選と移動手段

(1) 大会の精選

- ・ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。特に、体育文化後援会の規約に照らし、中体連以外の3大会まで後援会費から支出が可能とする。それ以外の参加は校長の許可を得た上で、部費や保護者負担で支出する。

(2) 移動手段

- ・ 原則移動手段は、自転車や公共交通機関を利用する。ただし、保護者等に送迎をお願いする場合は、協力して頂ける保護者の任意保険加入状況を確認する。また保護者会等で配車計画を相談する。原則顧問の車に同乗させることはできない。
- ・ 中体連関係の県大会については、申請すれば市バス等利用できる。

5 運用

この「方針」は、平成30年9月1日より、本格的に運用する。

6 改訂履歴

平成30年7月作成

平成31年4月改訂

令和 2年4月改訂

令和 3年3月改訂

令和 6年2月改訂